

【別紙】

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免申請に係る申告書

住 所
氏 名
電話番号

印

以下のとおり申告します。

1. 主たる生計維持者の減少が見込まれる収入

主たる生計維持者の氏名					
減少が見込まれる収入の種類 (該当する収入に○)		事業収入 ・ 不動産収入 ・ 山林収入 ・ 給与収入			
	収入額	収入見込額	保険金、損害賠償等 により補填された額	合 計	
1月	円	円	円	円	
2月	円	円	円	円	
3月	円	円	円	円	
4月	円	円	円	円	
5月	円	円	円	円	
6月	円	円	円	円	
7月	円	円	円	円	
8月	円	円	円	円	
9月	円	円	円	円	
10月	円	円	円	円	
11月	円	円	円	円	
12月	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

2. 主たる生計維持者及び世帯内のその他の被保険者の令和3年中の所得

主たる生計維持者	減少が見込まれる所得	①	円	①+②
	それ以外の所得	②	円	円
その他の被保険者 (令和3年中に 所得がある方のみ)	氏名 ()	③	円	②~⑤の合計
	氏名 ()	④	円	
	氏名 ()	⑤	円	円
合 計 (①~⑤の合計)			円	

1. 減免を受けられる要件

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免について、対象となるのは以下の(1)(2)のどちらかの条件を満たす世帯です。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

(注) 重篤な傷病とは、1か月以上の治療を要するなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合を言います。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の①から③までの全てに該当する世帯

① 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入の10分の3以上であること。

② 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。)の合計額が1,000万円以下であること。

③ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

(注1) 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する非自発的失業者の保険税軽減の対象になっている方の給与収入については、新型コロナウイルス感染症の影響による軽減の対象にはなりません。

(注2) 世帯の主たる生計維持者に10分の3以上の減少が見込まれる収入が複数ある場合は合計してください。ただし、世帯の他の被保険者の収入は合計しないでください。

(注3) ①の事業収入等の計算に国や都道府県から支給される各種給付金は含まれません。

(注4) 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額が0円又はマイナスの場合、若しくは世帯に属する全ての被保険者の前年の合計所得額がマイナスとなる場合は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の対象となりません。

2. 減免申請にあたっての注意事項

申請に当たっては、以下の(1)～(3)にご注意ください。

(1) 減免の可否の判定にあたって、世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者の前年の収入・所得等の情報を確認しますので、ご了承ください。

(2) 申請は見込額で受け付けますが、令和4年分の確定申告の内容を確認し、減免事由に該当しなかった場合は、既に決定した減免の一部または全部を取り消すことがあります。また、ご自分で減免事由に該当しなくなったと判断された場合は、速やかに申し出てください。

(3) 申請に必要な添付書類は以下のとおりですが、ご用意できない場合は申請時にご相談ください。

①共通

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免申請書
- ・委任状(減免の対象となる世帯の世帯員以外の方が、代理で申請をされる場合のみ)

②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

- ・医師の診断書又は死亡診断書の写し

③新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が減少した場合

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免申請に係る申告書
- ・事業所得のある方…令和4年中の現金出納帳などの帳簿の写し
- ・給与所得のある方…令和4年中の給与明細書の写し
- ・廃業された方は廃業届の写し、失業された方は事業主の証明又は離職票等の写し
- ・収入の減少分が保険金、損害賠償等により補填される場合は、その金額がわかるもの